

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成26年11月26日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

1. 監査対象 新庄市立小・中学校の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成26年10月8日～平成26年10月29日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 学校徴収金等の管理における通帳と印鑑の保管状況について、管理体制の改善が見られほとんどの学校が通帳と印鑑を別々の鍵のかかる場所に保管するよう改め、鍵の管理も同一人にならないようにされているようだったが、一部の学校に通帳と印鑑が同一の部屋で同一人により管理されている状況が見受けられた。事故の未然防止の上からも、徹底した管理体制の改善を図るよう努めること。	指摘された改善事項について、当該状況下の学校について改善指導を行い、通帳は公印以外の部屋で保管、印鑑の管理を行う者以外の者がその管理を行う事とし、11月11日より実施している。